

## 横浜港

## 全国初、災害時の行動指針を策定

行政・港運労使が共同で

気候変動などを背景に災害が激甚化している。技術的な進歩で予測情報も精密化しているが、港湾を職場とする労働者は常に災害リスクを抱えて業務にあたっているのが実情だ。こうしたなか、横浜市港湾局、横浜港運協会、全横浜港湾労働組合連合会（全横浜港湾）という横浜港の行政と港運労使がこのほど、「悪天候・地震・津波等災害時の港湾労働者及び港湾関係者の行動指針」を共同で策定した。政労使が一体となって災害対応の指針を策定した全国で初めてのケースだ。指針の基本理念を「人命最優先」とし、それぞれが取るべき行動を定めた。また、気象庁などが発表する警戒レベルを災害対応の判断基準の一つとして活用し、危険度に応じた行動の目安を定めており、現場が最も判断を迷いやすい「荷役作業の中止」について、「レベル3（警報）」以上と定義している。3者は、指針策定後も現場で実際に活動する港湾労働者や港湾関係者の意見・提案を尊重し、実効性及び実務性の向上を図っていく。

近年、台風や集中豪雨、高潮、地震、津波などの自然災害は激甚化・頻発化しており、港湾でも災害への備えと迅速な対応がこれまで以上に重要となっている。ただ、港湾には様々な業種・機関が携わっており、港湾管理者、港運事業者、港湾労働者が、それぞれの役割と責任を果たしながら連携して取り組むことが不可欠だ。

こうした情勢下、災害発生時の円滑かつ実効性のある対応を推進するため、横浜市港湾局、横浜港運協会、全横浜港湾が共同で、災害時の港湾労働者や港湾関係者の行動指針を策定した。横浜港で働くすべての人々の生命と安全を最優先に確保するとともに、災害発生時に関係機関が共通の認識と行動基準の下で迅速かつ的確に対応できる体制を構築するもの。港単位で行政と港運労使が一体となってこうした災害時の行動指針を策定したのは全国でも初めてのケースとなる。



行動指針の基本理念は「人命最優先」。災害時は、港湾物流機能の維持・継続よりも、港湾労働者や港湾関係者の生命・身体的安全確保を優先する。また、防災気象情報、地震・津波情報その他の災害情報を活用し、危険が顕在化する前に行動する「早期判断・早期避難」を基本として、迅速かつ適切な災害対応を実施する。

同時に、今回の指針は①人命及び安全の確保を最優先②災害発生前の予防的対応を重視③防災気象情報などを活用した早期判断及び早期避難を徹底④関係機関が情報共有

及び相互連携を図る⑤安全確保を前提として港湾物流機能の維持及び早期復旧に努める⑥災害対応後の検証及び継続的改善を実施する——という基本方針を踏まえて運用する。

さらに、災害による被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、「それぞれが適切な役割を果たすことが重要」と指摘している。▽自助＝一人ひとりが災害リスクを理解し、自らの生命を守るために適切な行動をとる▽共助＝事業者、労働組合及び港湾関係者が相互に協力し、安全確認、避難誘導及び情報共有を行う▽公助＝行政機関及び関係機関が防災情報の提供、避難支援、施設復旧その他必要な災害対応を実施する——と位置づけ、「それぞれの役割を理解し、相互に補完しながら災害対応に取り組む」としている。

その上で、それぞれが担う役割として、「港運事業者・港湾施設管理者」

は▽気象情報、津波情報その他災害関連情報の収集及び共有▽気象状況及び現場状況を踏まえた荷役作業の実施、中止及び再開の判断▽コンテナクレーンその他荷役機械の安全確保及び必要な安全措置の実施▽コンテナ、シャーシなどの固縛及び飛散防止対策の実施▽港湾労働者などへの迅速かつ確実な情報伝達▽港湾BCP（事業継続計画）に基づく事業継続及び港湾機能の早期復旧への対応▽総括責任者及び作業判断責任者の配置、荷役作業の中止・再開の判断、逸走防止装置による固定措置、逸走防止装置の点検及び維持管理（コンテナクレーン使用事業者）——などを定義。

一方、「港湾労働者」は▽防災気象情報及び避難情報の確認▽危険を感じた場合の速やかな報告▽避難指示などへの迅速な対応▽安否確認への協力▽防災教育及び防災訓練への参加——といった役割を担う。

他方、最大のポイントは、気象庁や地方公共団体が発表する警戒レベルを港湾でも災害対応の判断基準の一つとして活用し、危険度に応じた対応を列挙している点だ。

具体的な行動の目安としては、▽

レベル1（早期注意情報）＝気象情報の収集開始、防災体制の確認／関係機関との情報共有▽レベル2（注意報）＝荷役作業中止の検討／荷役機械及び設備の点検／コンテナなどの固縛確認／連絡体制及び避難体制の確認▽レベル3（警報）＝荷役作業の中止／必要資機材の退避／港湾利用者への注意喚起▽レベル4（危険警報）＝荷役作業の中止／港湾労働者及び港湾関係者の避難／危険区域への立入り禁止▽レベル5（特別警報）＝命を守るための最善の行動／災害応急対応への移行／関係機関による緊急対応——としており、基本的にレベル3以上を荷役作業中止の判断目安としている。

特にコンテナクレーンを使用する荷役作業については、法令や国土交通省「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規程」（2016年3月一部改訂）を踏まえ、作業判断責任者が荷役作業中止を判断するとともに、逸走防止装置（レールクランプ、ストームピン、アンカーなど）による固定措置を確実に実施する。

港運事業者と現場責任者は、「気象警報・注意報が発表された場合」

「関係機関から荷役作業の中止又は避難指示があった場合」「コンテナクレーンその他荷役機械の安全な運転が困難となった場合」「視界不良、浸水、飛来物その他の要因により、安全な作業環境を確保できない場合」「地震を感じた場合または津波情報が発表された場合」「現場責任者が作業の継続は危険であると判断した場合」については、荷役作業の中止または港湾労働者らの避難を速やかに判断しなければならない。

荷役作業の再開に当たっては、港湾施設、荷役機械、逸走防止装置、作業環境の安全を確認するとともに、気象状況の改善を確認した上で、作業判断責任者が再開の可否を判断するものとしている。

今回、横浜港の行政と港運労使が連携して行動指針を策定したことについて業界関係者は、「港湾の安全確保に向けた一つの大きなステップだ。同時に、全国初の取り組みであり、港湾における安全確保の観点からも、大変意義深いものと受け止めている。この取り組みが先例となり、今後、全国の港湾にも広く波及し、港湾で働く労働者の安全確保につながっていくことを願っている」としている。